平成29年度財政的援助団体等監査に係る注意事項の公表

平成29年11月30日から平成30年2月19日までの間に実施した財政的援助団体等監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが早期の是正措置を促す必要があるものです。

なお、指摘事項については、平成30年3月26日付け熊本県監査委員公告第10号で公表しています。

平成30年3月26日

熊本県監査委員事務局

○件数 14件

○注意事項

出資団体

事項	内 容	団体数
占用許可等の教示	許可書等に行政不服審査法の審査請求に関する教示がされていない。	1
時間外労働	労働基準法第36条に定める協定が締結されていない。	1
設計額の算定	工事の設計額が過大に計上されている。	1

補助金等交付団体

事項	内 容	団体数
諸手当の取扱い	諸手当規程と支給実態にかい離が生じている。	1
理事及び評議員の選任	寄附行為に定める理事及び評議員に欠員が生じている。	1
時間外労働	労働基準法第36条に定める協定が締結されていない。	1
経理事務	経理規程に基づき、経理責任者による承認等がされていない。	2
補助金の実績報告	補助対象経費に一部対象外となる経費が含まれている。	2
物品の検収	納品書等に検査の証明がないまま支出手続を行っている。	1

公の施設の指定管理者

事項	内 容	団体数
小口現金の取扱い	経理規程と事務手続にかい離が生じている。	1
使用許可の教示	許可証に行政不服審査法の審査請求に関する教示がされていない。	1
管理業務の再委託	管理業務について、県の承諾を得ることなく再委託をしている。	1